

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令について

令和 4 年 7 月
自治財政局交付税課

1. 改正理由

令和 4 年度の各地方団体に交付すべき普通交付税の額の決定にあたり、普通交付税の算定方法等を変更するため、普通交付税に関する省令（昭和 37 年自治省令第 17 号）の一部を改正する。

2. 省令案の内容

- 消防団員の年額報酬等に係る算定関係
消防費における消防団員の年額報酬等に要する経費について、「標準額支払団員数」を用いた補正係数に関する規定を新設。
- 寒冷補正（積雪度）の級地見直し関係
寒冷補正（積雪度）の級地見直しに伴い、市町村の級地の改正や、級地が下がった団体における激変緩和措置を講ずる規定を整備。
- 東日本大震災関係
原発被災団体については、令和 4 年度算定から令和 2 年国勢調査を用いることとする 65 歳以上人口等の特例措置を継続するための規定を整備。
- その他所要の年次更新
それぞれの費（税）目について、測定単位の数値の算定方法及び各補正係数等を年次更新。

3. 施行期日

令和 4 年 7 月 26 日に公布・施行予定（普通交付税の額の決定日と同日）